

津幡町選挙管理委員会告示第5号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙につき、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される同令第53条第1項の規定により、在外選挙人の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送する日を令和8年1月25日からと定めた。

令和8年1月25日

津幡町選挙管理委員会